

## 令和2年12月市議会定例会提出予定案件

### (諮問)

- 1 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 2 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 3 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 4 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 5 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

### (議案)

- 1 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 2 茨木市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 3 茨木市附属機関設置条例の一部改正について
- 4 茨木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 5 茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
- 6 茨木市彩都地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
- 7 茨木市火災予防条例の一部改正について
- 8 茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 9 茨木市忍頂寺スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 10 市営土地改良事業の施行について
- 11 不動産（土地）取得について（安威川ダム周辺整備用地）
- 12 令和2年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第9号）

### (報告)

- 1 令和2年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 2 令和2年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
- 3 令和2年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について

諮問第2号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
<input type="radio"/> 現委員	<p style="text-align: center;">うらの ゆみ こ 浦野 祐美子</p> <input type="radio"/> 任 期 令和3年6月30日任期満了 初就任 平成21年4月1日就任 4期目 (任期3年) <input type="radio"/> 選任予定者
諮問第3号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
<input type="radio"/> 現委員	<p style="text-align: center;">かじ たか はる 梶 隆 治</p> <input type="radio"/> 任 期 令和3年6月30日任期満了 初就任 平成24年4月1日就任 3期目 (任期3年) <input type="radio"/> 選任予定者
諮問第4号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
<input type="radio"/> 現委員	<p style="text-align: center;">やま だ ひろ み 山田 ひろ美</p> <input type="radio"/> 任 期 令和3年6月30日任期満了 初就任 平成24年4月1日就任 3期目 (任期3年) <input type="radio"/> 選任予定者
諮問第5号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
<input type="radio"/> 現委員	<p style="text-align: center;">きた がわ とよ こ 北川 都代子</p> <input type="radio"/> 任 期 令和3年6月30日任期満了 初就任 平成30年7月1日就任 1期目 (任期3年) <input type="radio"/> 選任予定者

諮問第 6 号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
<input type="radio"/> 現委員	<p>おか むら せつ え 岡 村 節 恵</p> <p><input type="radio"/> 任 期 令和 3 年 6 月 3 0 日任期満了 初就任 平成 3 0 年 7 月 1 日就任 1 期目 (任期 3 年)</p> <p><input type="radio"/> 選任予定者</p>
議案第 89 号	茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
<input type="radio"/> 現委員	<p>かた やま まさ とし 片 山 正 敏</p> <p><input type="radio"/> 任 期 令和 2 年 1 2 月 2 1 日任期満了 初就任 平成 1 6 年 1 2 月 2 2 日就任 4 期目 (任期 4 年)</p> <p><input type="radio"/> 選任予定者</p>
議案第 90 号	茨木市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
<input type="radio"/> 地方公務員災害補償法施行規則の改正に伴う所要の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①非常勤嘱託員等に係る遺族補償年金の前払一時金制度を利用する場合に係る同年金の支給停止期間について、規則に従い算定する旨に改正</li> <li>②審査等のために要した旅費について、補償を受けようとする者に支給することができる旨を規定</li> </ul> </li> <li>・施 行 日 公布の日</li> </ul>

議案第 91 号	茨木市附属機関設置条例の一部改正について
<p>○ 附属機関を新設するための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに設置する附属機関 茨木市病院誘致あり方検討委員会</li> <li>ア 担 任 事 務 市内への病院誘致のあり方に関する事項についての審議に関する事務</li> <li>イ 構 成 員 10人以内（学識経験者、関係団体から推薦された者、関係行政機関の職員）</li> <li>ウ 任 期 委嘱日から当該諮問の審議終了日まで</li> </ul> </li> <li>・ 施 行 日 公布の日</li> </ul>	
議案第 92 号	茨木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
<p>○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①現状の管理者が介護支援専門員である状況が継続する場合、主任介護支援専門員を指定居宅介護支援事業所の管理者とする旨の規定に係る経過措置の期限を6年間延長（令和3年3月31日→令和9年3月31日）</li> <li>②指定居宅介護支援事業所の管理者について、不測の事態等により主任介護支援専門員の確保が困難となる場合、介護支援専門員を管理者とすることができる旨を規定</li> </ul> </li> <li>・ 施 行 日 <ul style="list-style-type: none"> <li>①公布の日</li> <li>②令和3年4月1日</li> </ul> </li> </ul>	

○ 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置に係る手続を迅速化するための所要の改正

・ 主な改正内容

非常災害時において、①・②の際の手続として、必要となる「生活環境影響調査の結果の縦覧」の期間について、災害の状況を勘案し1か月の範囲内で市長が定めるものとする旨を規定

①市が一般廃棄物処理施設を設置する場合に、法律で定める特例措置（届出後に必要となる知事の審査を省略）を適用する際

②市から委託を受けた民間事業者等が一般廃棄物処理施設を設置する場合に、法律で定める特例措置（知事の許可を経ずに届出のみで足りる）を適用する際

・ 施行日 公布の日

○ 産業の振興及び民間活力の活用等を図るため、彩都地区の地区計画を変更することに伴う所要の改正

・ 主な改正内容

I 区域名称の変更及び新設地域の用途制限の規定等

① 区域名称の変更

(現 行)		(改正後)
東部中央東地区		東部地区
・ 施設導入地区 1	→	・ 産業集積地区 1 - 1
・ 施設導入地区 2	→	・ 業務施設地区
東部山麓線周辺地区		
・ 施設導入地区 1	→	・ 産業集積地区 1 - 1
・ 施設導入地区 2	→	・ 産業集積地区 1 - 2
		・ 広域・沿道型商業・業務地区(新設)

② 区域の拡充

・ 産業集積地区 1 - 1 の区域を拡充

③ 新設された広域・沿道型商業・業務地区に係る用途の制限等を規定

(1) 用途の制限（建築できない建築物等）

- ア 一戸建ての住宅、長屋建ての住宅、兼用住宅、共同住宅、下宿（建築物内の施設利用者用の就寝用施設を除く。）
- イ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- エ 畜舎（動物病院、ペットショップ及びペットホテルに附属するものを除く。）
- オ 建築基準法別表第 2（ぬ）に定める工場（危険性や環境を悪化させるおそれがある工場）
- カ 店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物
- キ 卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの

(2) 建築物の敷地面積の最低限度 1, 0 0 0 m<sup>2</sup>

(3) 壁面の位置の制限（建築物の外壁等から道路の境界線までの距離）

幅員 1 2 m 以上の道路に面するところは 3 m 以上、その他は 1 m 以上

(4) 垣又は柵の構造（築造できるもの）

道路に面する垣又は柵は開放性のあるものとし、歩道のない区画道路に面して土留め擁壁又は石積みを設置する場合は、道路境界から 0. 5 m 以上後退し、植栽可能な空地を設けること

II 中部地区における用途の制限の規定から「寄宿舍」を削除

・ 施行日 公布の日

○ 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴う所要の改正

・主な改正内容

大容量電池を搭載した電気自動車の普及に合わせ、火災予防上必要となる急速充電設備に係る基準等を規定

①一般的に利用できる急速充電設備の範囲を拡充

(最大出力 50 キロワット以内→最大出力 200 キロワット以内)

②急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準に追加

ア 屋外に設置する場合、建築物から 3 m 以上の距離を保つ

イ 充電用ケーブルの車両への接続部分について、操作時の落下防止措置を講じる

ウ 充電用ケーブルの異常等を検知した場合に自動停止する措置を講じる

③最大出力が 50 キロワットを超える急速充電設備を設置する場合、消防長への届出を必要とする旨を追加

・施行日 令和 3 年 4 月 1 日

議案第 96 号	茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について	
○ 施設の名称	①茨木市立葦原コミュニティセンター ②茨木市立中津コミュニティセンター ③茨木市立庄栄コミュニティセンター ④茨木市立水尾コミュニティセンター ⑤茨木市立郡コミュニティセンター ⑥茨木市立西河原コミュニティセンター ⑦茨木市立穂積コミュニティセンター ⑧茨木市立畑田コミュニティセンター ⑨茨木市立東コミュニティセンター	⑩茨木市立豊川コミュニティセンター ⑪茨木市立彩都西コミュニティセンター ⑫茨木市立三島コミュニティセンター ⑬茨木市立大池コミュニティセンター ⑭茨木市立春日コミュニティセンター ⑮茨木市立東奈良コミュニティセンター ⑯茨木市立沢池コミュニティセンター ⑰茨木市立山手台コミュニティセンター ⑱茨木市立玉櫛コミュニティセンター
○ 指定管理者	①茨木市新和町 2 1 番 2 7 号 葦原コミュニティセンター管理運営委員会 ②茨木市桑田町 1 3 番 2 9 号 中津コミュニティセンター管理運営委員会 ③茨木市庄二丁目 2 6 番 1 2 号 庄栄コミュニティセンター管理運営委員会 ④茨木市水尾二丁目 9 番 1 5 号 水尾コミュニティセンター管理運営委員会 ⑤茨木市郡五丁目 1 2 番 1 1 号 郡コミュニティセンター管理運営委員会 ⑥茨木市西河原北町 7 番 2 1 号 西河原コミュニティセンター管理運営委員会 ⑦茨木市下穂積一丁目 7 番 5 号 穂積コミュニティセンター管理運営委員会 ⑧茨木市畑田町 3 番 6 号 畑田コミュニティセンター管理運営委員会 ⑨茨木市学園町 4 番 1 8 号 東コミュニティセンター管理運営委員会 ⑩茨木市藤の里二丁目 1 6 番 8 号 豊川コミュニティセンター管理運営委員会 ⑪茨木市彩都あさぎ一丁目 3 番 4 号 彩都西コミュニティセンター管理運営委員会 ⑫茨木市西河原二丁目 7 番 1 2 号 三島コミュニティセンター管理運営委員会 ⑬茨木市舟木町 1 1 番 3 5 号 大池地区地域活動協議会 ⑭茨木市上穂積二丁目 1 3 番 3 0 号 春日小学校区地域協議会 ⑮茨木市東奈良三丁目 8 番 5 号 東奈良小学校区地域協議会 ⑯茨木市南春日丘五丁目 1 番 2 1 号 沢池コミュニティセンター管理運営委員会 ⑰茨木市山手台三丁目 3 2 番 2 号 茨木市山手台街づくり協議会 ⑱茨木市沢良宜東町 5 番 3 9 号 玉櫛小学校区地域協議会	
○ 指定の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日（3 年間）	



議案第 97 号	茨木市忍頂寺スポーツ公園の指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 茨木市忍頂寺スポーツ公園</p> <p>○ 指定管理者 神奈川県川崎市幸区堀川町 5 8 0 番地 株式会社明治スポーツプラザ</p> <p>○ 指定の期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日（5 年間）</p>	
議案第 98 号	市営土地改良事業の施行について
<p>○ 6 月・7 月豪雨災害により被災した農地の災害復旧事業の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 農林業施設災害復旧事業</li> <li>・総事業費 20,672,000 円</li> <li>・施行場所 茨木市大字佐保 3 4 9 3 番ほか 1 2 か所</li> <li>・事業期間 令和 2 年 1 2 月議決日～令和 5 年 3 月 3 1 日</li> <li>・根拠法 土地改良法第 9 6 条の 2 第 2 項</li> </ul>	

議案第 99 号	不動産（土地）取得について（安威川ダム周辺整備用地）	13 頁参照
----------	----------------------------	--------

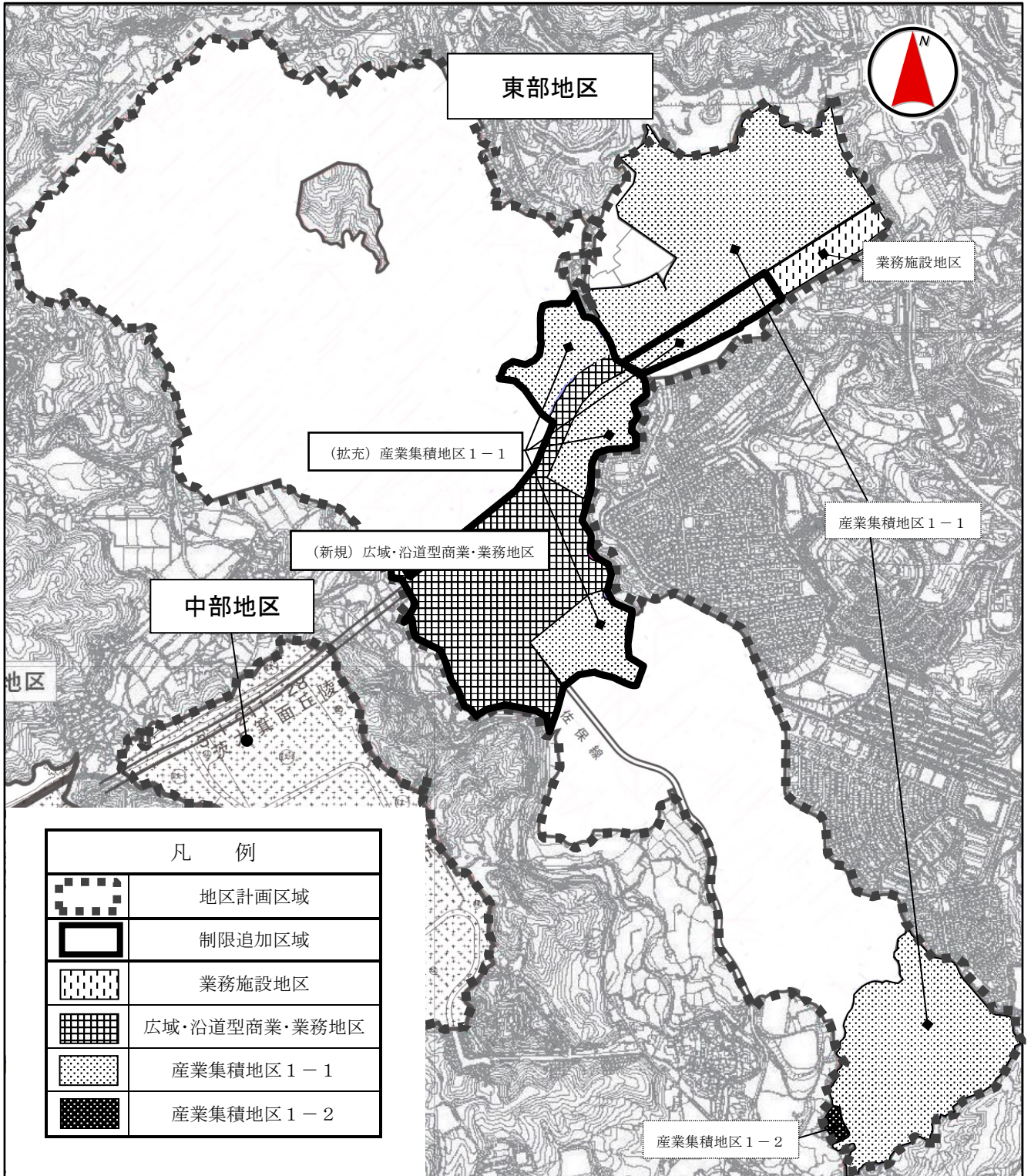
○ 取得の金額	263,080,944円
○ 取得の相手方	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 三井物産株式会社 代表取締役 <small>やす なが たつ お</small> 安永 竜夫
○ 取得予定日	議決の日
○ 取得の物件	所在地 茨木市大字生保53番1ほか23筆 地目 山林ほか 面積 48,679.71㎡

議案第 100 号	令和2年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第9号）
-----------	--------------------------

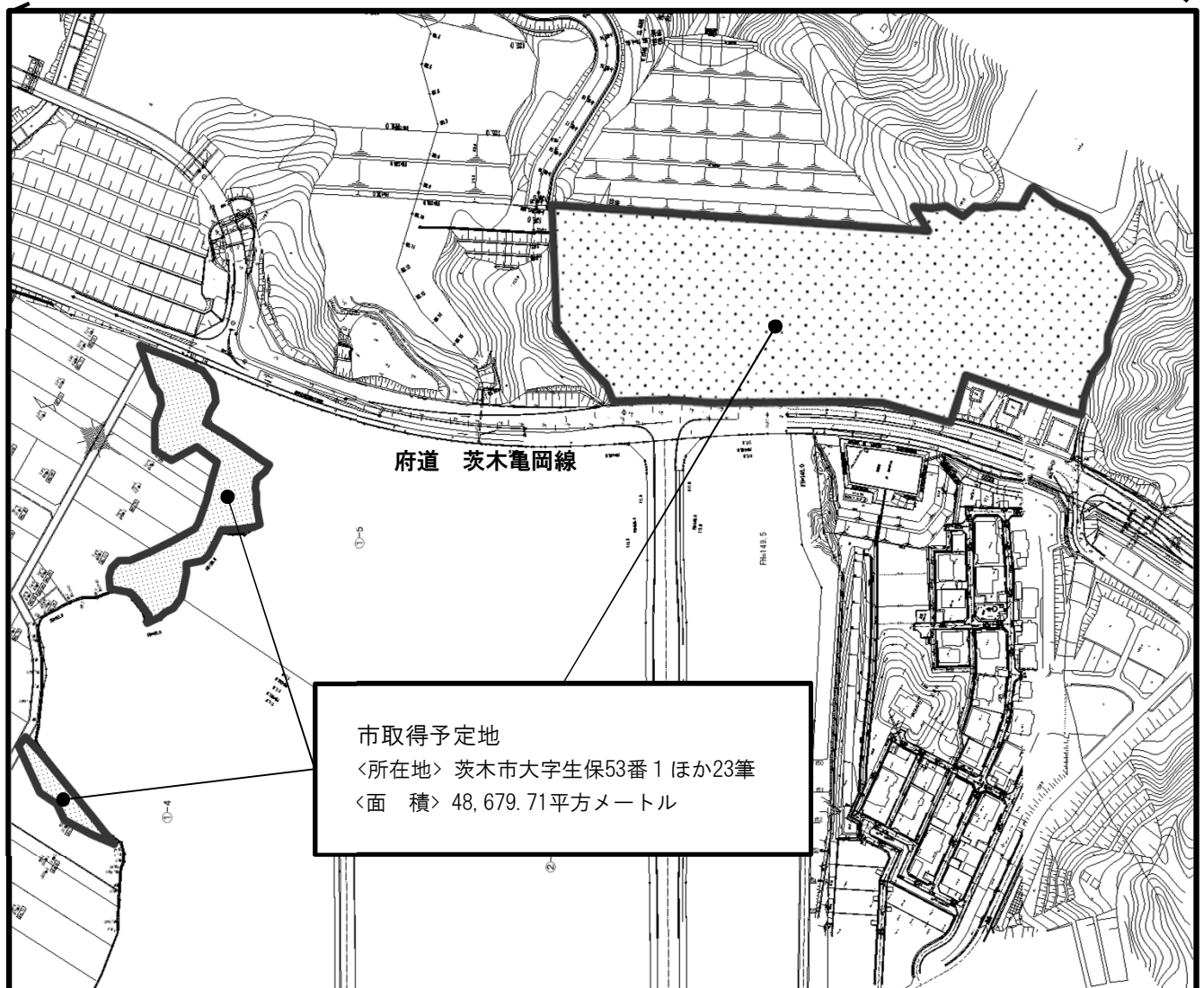
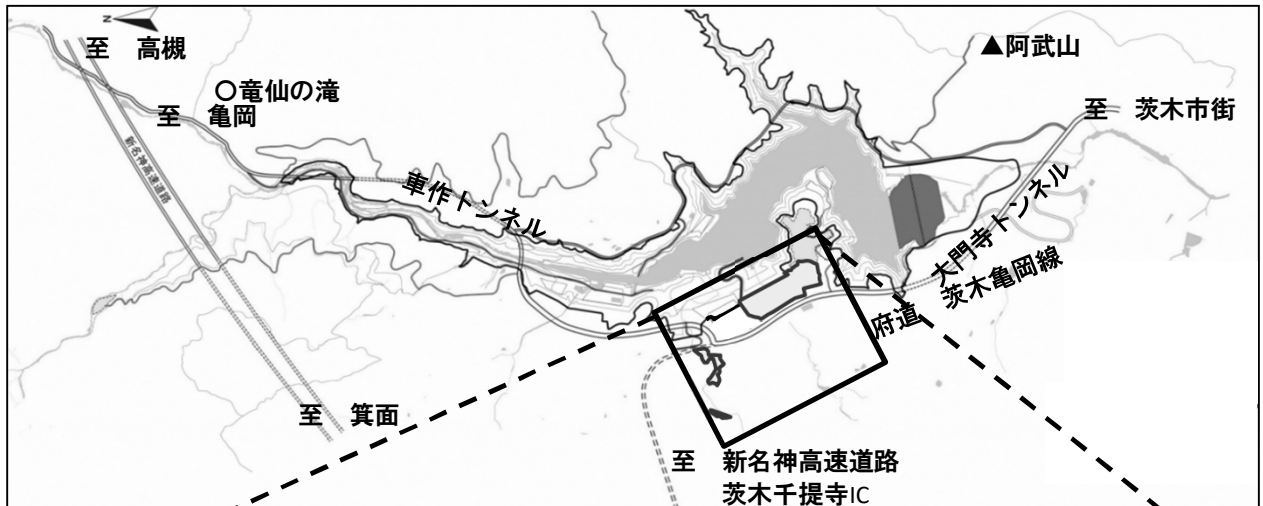
○ 補正額 687,713千円（補正後 129,000,500千円－補正前 128,312,787千円）	
（歳入）	（歳出）
・地方特例交付金 19,647千円	・人件費 201,046千円
・地方交付税 7,636千円	・物件費 99,450千円
・分担金及び負担金 2,758千円	・扶助費 122,400千円
・国庫支出金 412,475千円	・補助費等 248,881千円
・府支出金 1,404千円	・投資的経費 15,936千円
・寄附金 11,995千円	
・繰越金 231,798千円	
・繰越明許費補正	
（追加）新施設周辺道路等デザイン計画策定事業	16,483千円
（追加）オリンピック聖火リレー実施事業	28,692千円
（追加）農林業施設災害復旧事業	20,672千円
・債務負担行為補正	
（追加）コミュニティセンター指定管理料	216,000千円
（追加）忍頂寺スポーツ公園指定管理料	330,000千円
（追加）安威川ダム周辺整備事業	780,000千円

報告第 21 号	令和 2 年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
○ 令和 2 年 9 月 3 0 日現在の財政状況の報告	
報告第 22 号	令和 2 年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
○ 令和 2 年 9 月 3 0 日現在の業務状況の報告	
報告第 23 号	令和 2 年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について
○ 令和 2 年 9 月 3 0 日現在の業務状況の報告	

### 彩都地区計画 計画図



### 不動産（土地）取得 位置図







# 令和2年度一般会計補正予算（第9号）の概要

## 補正総額

6億8,771万3千円（補正後 1,290億50万円 – 補正前 1,283億1,278万7千円）

### I 新型コロナウイルス感染症対策に係る『茨木市緊急対策 第5弾』

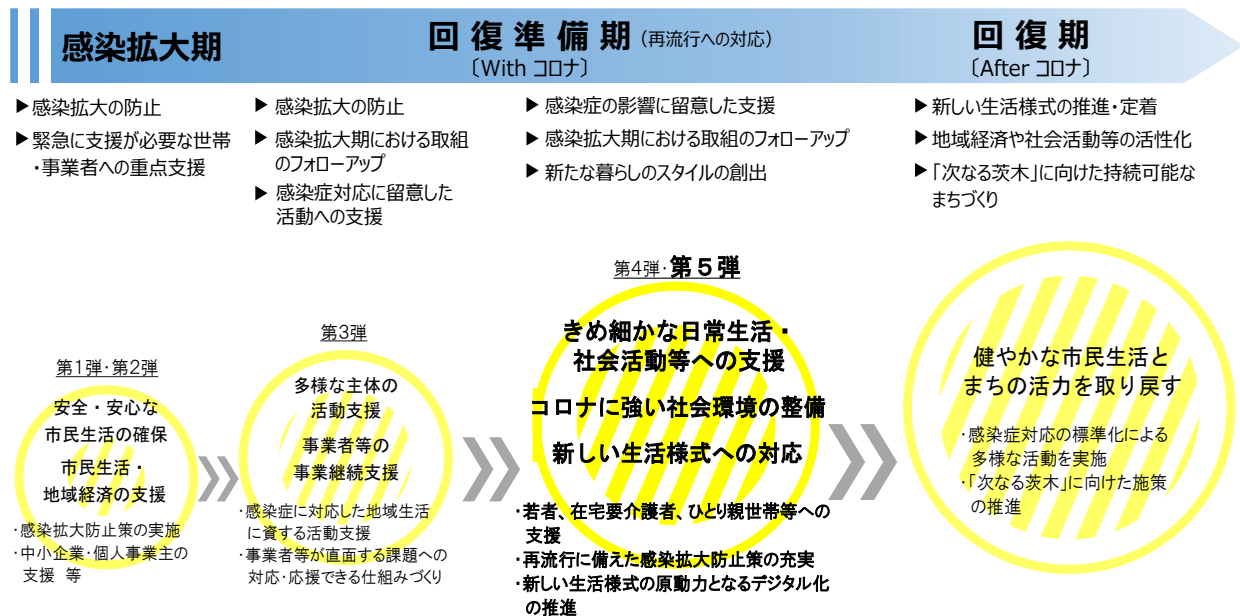
補正額 4億2,572万8千円

[財源] 国庫支出金（地方創生臨時交付金）412,329千円、府支出金 1,404千円、寄附金 11,995千円

新型コロナウイルスの感染が継続する厳しい現状において、受験や就職等の人生の節目を過ごす18歳・19歳の若者の新たな門出等を支援する若者応援給付金に加え、在宅の要介護者等へ長引く在宅生活において増加する生活費や日常生活での外出等を支援するあんしん支援給付金を支給するなど、「きめ細かな日常生活・社会活動等への支援」を図る。

また、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の防止と社会経済活動との両立を図る局面の中、冬季の再流行に備えた対策や安定した医療体制の確保を図るため、介護・障害事業所の従事者等へのPCR検査費用の助成や、初期救急及び三次救急医療機関への支援など、「コロナに強い社会環境の整備」を継続して進めるほか、公共施設におけるWi-Fi環境の整備や高齢者を対象としたスマートフォン活用講座の実施など「新しい生活様式への対応」を図る。

### 「次なる茨木へ。」のロードマップ



### II “次なる茨木”の実現に向けた取組み等

補正額 2億6,198万5千円

当初予算から増額となった普通交付税や繰越金等を活用し、中心市街地の景観形成や病院誘致に向けた取組みを進めるとともに、オリンピック聖火リレーの実施経費を措置するなど、行政ニーズ・行政課題等に適切に対応した事業を追加する。

なお、年度内に完了しない農林業施設災害復旧事業等について繰越明許費を設定するとともに、安威川ダム周辺整備事業や、コミュニティセンター等の指定管理料について債務負担行為を設定する。

## 令和2年度一般会計補正予算(第9号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予算額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
10 地方特例金 交付金	19,647		19,647	
11 地方交付税	7,636		7,636	普通交付税
13 分担金及び金 負担金	2,758	2,758		農林水産施設災害復旧費分担金
15 国庫支出金	412,475	412,475		新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 412,329 耕地等災害復旧費補助金 146
16 府支出金	1,404	1,404		新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金
18 寄附金	11,995	11,995		新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金
20 繰越金	231,798		231,798	繰越金
補正額 A	687,713	428,632	259,081	
補正前の予算額 B	128,312,787	68,172,179	60,140,608	
補正後の予算額 A+B	129,000,500	68,600,811	60,399,689	



## 令和2年度一般会計補正予算(第9号)総括表

(歳 出)

(単位：千円)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
1 議 会 費	2,264	2,264					
2 総 務 費	242,864	184,044	30,128		28,692		
3 民 生 費	324,315	13,589	47,902	122,400	140,424		
4 衛 生 費	43,981	△ 32,111			76,092		
6 農 林 水 産 業 費	5,766	5,766					
7 商 工 費	4,752	4,752					
8 土 木 費	22,728	12,464				10,264	
9 消 防 費	△ 6,850	△ 6,850					
10 教 育 費	42,221	17,128	21,420		3,673		
11 災 害 復 旧 費	5,672					5,672	
補 正 額 A	687,713	201,046	99,450	122,400	248,881	15,936	
補正前の予算額 B	128,312,787	17,713,189	17,797,407	30,508,963	38,121,755	9,734,922	14,436,551
補正後の予算額 A+B	129,000,500	17,914,235	17,896,857	30,631,363	38,370,636	9,750,858	14,436,551

# 補正予算（第9号）の内容について

## 主な内容

### 1 新型コロナウイルス感染症対策

#### (1) きめ細かな日常生活・社会活動等への支援

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
若者(受験生・新大学生・新社会人等)への支援		121,222	121,222	
高校3年生等への若者 応援給付金の支給 【こども政策課】	受験や就職等を控えた高校3年生等や今年度新たな生活を開始している18歳・19歳の若者が、コロナ禍の厳しい環境に置かれている状況をふまえ、人生の節目となる門出等を応援するため、若者応援給付金を支給する。 <対 象>本市に住民票を持つ18歳及び19歳 (平成13年4月2日～平成15年4月1日生まれ) <支給額>1人当たり2万円 <支 給>令和3年1月下旬から順次振込 【財源：地方創生臨時交付金(国) 121,222】	121,222	121,222	
要支援者等への支援		161,799	161,799	
ひとり親世帯(家計急 変者)への臨時特別給 付金の支給 【こども政策課】	より厳しい経済状況にあるひとり親世帯の生活を支援するため、国制度におけるひとり親世帯臨時特別給付金の受給対象者のうち、加算措置の対象外となる家計が急変した世帯に対し、市単独の臨時特別給付金を支給する。 <対 象>令和2年2月から令和3年2月の間に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となった者 <支給額>1世帯5万円 <支 給>2月下旬 【財源：地方創生臨時交付金(国) 5,007】	5,007	5,007	
在宅生活を送る要介護 者等へのあんしん支援 給付金の支給 【長寿介護課】	長引く在宅生活において増加する光熱水費等の生活費や、日常生活に必要となる買物、理美容等に係る外出等を支援するため、在宅生活を送る要介護者・要支援者等に対し、あんしん支援給付金を支給する。 <対 象>在宅生活を送る介護の認定を受けている者(事業対象者含む) <支給額>1人当たり1万円 【財源：地方創生臨時交付金(国) 134,215、 新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金 11,995】	146,210	146,210	
在宅生活を送る重度障 害者へのあんしん支援 給付金の支給 【障害福祉課】	長引く在宅生活において増加する光熱水費等の生活費や、自宅生活の充実に向けた費用等を支援するため、在宅生活を送る重度障害者に対し、あんしん支援給付金を支給する。 <対 象>障害者手当(特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当)を受給する者 <支給額>1人当たり1万円 【財源：地方創生臨時交付金(国) 10,582】	10,582	10,582	

#### (2) コロナに強い社会環境の整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
介護・障害事業所へのPCR検査費用の助成		13,832	13,832	
介護事業所従業員等へ のPCR検査費用の助 成 【長寿介護課】	新型コロナウイルスの感染拡大やクラスター化を防止することにより、福祉サービスの提供体制を確保するため、感染者が発生した事業所に対し、保険外での受診となる従業員等のPCR検査に係る費用を助成する。 <対 象>市内の介護事業所の従業員・利用者等 <補助額>1人2万円(上限) 【財源：地方創生臨時交付金(国) 9,016】	9,016	9,016	

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
障害福祉サービス事業所従業員等へのPCR検査費用の助成 【障害福祉課】 【子育て支援課】	新型コロナウイルスの感染拡大やクラスター化を防止することにより、福祉サービスの提供体制を確保するため、感染者が発生した事業所に対し、保険外での受診となる従業員等のPCR検査に係る費用を助成する。 ＜対象＞市内の障害福祉サービス事業所及び放課後等デイサービス等事業所の従業員・利用者等 ＜補助額＞1人2万円（上限） 【財源：地方創生臨時交付金(国) 4,816】	4,816	4,816	
<b>医療体制確保に向けた支援</b>		<b>76,092</b>	<b>76,092</b>	
地域医療体制の確保に向けた高槻島本夜間休日応急診療所への支援 【保健医療課】	安定した地域医療体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い収入が減少している高槻島本夜間休日応急診療所の運営経費を支援する。 【財源：地方創生臨時交付金(国) 29,652】	29,652	29,652	
三次救急医療体制の確保に向けた三島救命救急センターへの支援 【保健医療課】	重症患者を受け入れる三次救急に係る安定した医療体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い収入が減少している三島救命救急センターの運営経費を支援する。 【財源：地方創生臨時交付金(国) 46,440】	46,440	46,440	
<b>公立保育所及び小中学校等での感染予防対策</b>		<b>27,871</b>	<b>27,871</b>	
公立保育所等の換気設備の改修 【保育幼稚園総務課】	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、公立保育所等において換気設備を改修する。 ＜対象＞公立保育所（5施設）、公立幼稚園（7施設）、公立認定こども園（5施設） 【財源：地方創生臨時交付金(国) 10,320】	10,320	10,320	
公立児童発達支援センター等の換気設備の改修等 【子育て支援課】	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、公立児童発達支援センター等において換気設備等を改修する。 ＜対象＞あけぼの学園、すくすく親子教室 【財源：地方創生臨時交付金(国) 2,647、 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(府) 1,404】	4,051	4,051	

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
小中学校の空調設備の改修 【施設課】	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、小中学校の保健室・図書室における空調設備を改修する。 【財源：地方創生臨時交付金(国) 13,500】	13,500	13,500	
修学旅行中止に伴う対応		<b>3,673</b>	<b>3,673</b>	
修学旅行中止に係るキャンセル料への対応 【学校教育推進課】	新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、修学旅行を中止したことにより発生する旅行者へのキャンセル料を支払う。 【財源：地方創生臨時交付金(国) 3,673】	3,673	3,673	

## (3) 新しい生活様式への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
高齢者のICT活用支援		<b>2,710</b>	<b>2,710</b>	
高齢者を対象としたスマートフォン活用講座の実施 【地域福祉課】	スマートフォンによるキャッシュレス決済の実施やマイナポイントの申請等、高齢者が各種サービスを利用可能となるようICTスキルの向上を図るため、スマートフォンの活用に関する講座を開催する。 ＜開催場所＞シニアプラザ及び多世代交流センター(5か所) 【財源：地方創生臨時交付金(国) 610】	610	610	
コミュニティデイハウスにおける要支援者等へのICT活用支援 【長寿介護課】	コロナ禍での高齢者の身体機能・認知機能の低下防止を図るため、コミュニティデイハウス(5か所)において実施するタブレット等の活用講座や、オンラインによる介護予防活動に係る費用を補助する。 【財源：地方創生臨時交付金(国) 2,100】	2,100	2,100	
公共施設の通信環境の整備		<b>18,529</b>	<b>18,529</b>	
公共施設におけるWi-Fi環境の整備 【財産活用課】	公共施設における通信環境を確保するため、モデル事業として貸室等において公衆無線LAN環境を整備するとともに、モバイルWi-Fiルーターの貸出しを行う。 ＜対象施設＞ ・無線LAN環境整備 生涯学習センターきらめき、男女共生センターローズWAM、春日コミュニティセンター、三島コミュニティセンター ・モバイル端末貸出 市民総合センター、上中条青少年センター、コミュニティセンター、いのち・愛・ゆめセンター、公民館など全47か所 【財源：地方創生臨時交付金(国) 18,529】	18,529	18,529	

## 2 中心市街地等の景観形成

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
新施設周辺の景観形成の推進		16,483		16,483
新施設周辺道路等デザイン計画の策定等 〔繰越明許費〕 【市民会館跡地活用推進課】	中心市街地の景観形成ガイドライン検討における先行的な取組みとして、新施設と周辺道路等の統一的なデザインによる整備を行うため、デザイン案の検討や基本設計を行うとともに、都市再生整備計画を変更する。	16,483		16,483

## 3 救急病院の誘致

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
病院誘致のあり方検討		162		162
病院誘致あり方検討委員会の設置 【政策企画課】	加速する少子高齢化や本市を取り巻く医療状況や周辺環境等を踏まえ、市内へ誘致する病院のあり方を検討するため、新たに審議会を設置する。	162		162

## 4 安威川ダム周辺の整備

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
安威川ダム周辺の整備				
安威川ダム周辺整備事業 〔債務負担行為〕 【北部整備推進課】 【23頁参照】	スポーツ・レクリエーション施設等の整備にあたり、広場や駐車場等の整備に係る債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 〔期間〕令和2年度～令和5年度 〔限度額〕780,000	-	-	-

## 5 豪雨災害への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
豪雨による被害への対応		5,672	2,904	2,768
農林業施設災害復旧事業 〔繰越明許費〕 【農とみどり推進課】	令和2年6月及び7月に発生した豪雨により被災した農地の災害復旧を行う。 工事 被災件数：13件（被害総額 20,672） 補正額 5,672 = 補正後 25,672 - 補正前 20,000 【財源：耕地等災害復旧費補助金(国) 146、 農林水産施設災害復旧費分担金 2,758】	5,672	2,904	2,768

## 6 オリンピック開催に向けた取組み

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
オリンピック聖火リレーの実施		28,692		28,692
オリンピック聖火リレーの実施 〔繰越明許費〕 【スポーツ推進課】	令和3年度に予定されている東京オリンピックのオープニングイベントとなるオリンピック聖火リレーの実施にあたり、中央公園でのセレモニーの開催や沿道警備等に係る経費を措置する。 <実施日>令和3年4月13日(火)	28,692		28,692

## 7 繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
繰越明許費		
新施設周辺道路等デザイン計画策定事業 【市民会館跡地活用推進課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	16,483
オリンピック聖火リレー実施事業 【スポーツ推進課】	令和3年に予定されているオリンピック聖火リレーに係る経費であり、年度内に事業が完了しないため。	28,692
農林業施設災害復旧事業 【農とみどり推進課】	災害復旧工事等に時間を要することから、年度内に事業が完了しないため。	20,672

(単位：千円)

事業	内容等	限度額
債務負担行為		
コミュニティセンター指定管理料 【市民協働推進課】	債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 〔期間〕令和3年度～令和5年度 〔限度額〕216,000	216,000
忍頂寺スポーツ公園指定管理料 【スポーツ推進課】	債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 〔期間〕令和3年度～令和7年度 〔限度額〕330,000	330,000
安威川ダム周辺整備事業 【北部整備推進課】	債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 〔期間〕令和2年度～令和5年度 〔限度額〕780,000	780,000

# 安威川ダム周辺整備事業 整備エリア区域図

